

[様]

(介護予防) 通所リハビリテーション
重要事項説明書

医療法人社団一葉会
きねん介護医療院

医療法人社団一葉会 きねん介護医療院
(介護予防) 通所リハビリテーション重要事項説明書

あなたに対する(介護予防)通所リハビリテーションサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 法人概要

法人名称	医療法人社団一葉会
所在地	〒679-5382 兵庫県佐用郡佐用町佐用1111
代表者名	理事長 森 泰宏
電話番号	0790-82-2321
FAX番号	0790-82-2894
ホームページ	http://sayohp.jp/

2. 事業者概要

施設名称	医療法人社団一葉会 きねん介護医療院
事業所番号	28B3700014 (平成31年2月1日指定)
所在地	〒679-5301 兵庫県佐用郡佐用町佐用1132番地25
施設長名	院長 森 光樹
電話番号	0790-82-2838
FAX番号	0790-82-2832
E-mail	rehaclabfutaba@gmail.com
通常の実業の 実施地域	佐用町(ただし、大下り、大畑、大日山、奥海、上三河、河崎、真宗、中三河、西新宿、船越、海内、水根、若洲を除く)

3. 施設の概要

	敷地	15,006㎡
建物	構造	鉄筋コンクリート造 平屋建
	延べ床面積	2,264㎡(内当サービスに関する面積147,80㎡)
主な 関係 設備	デイルーム	1室 147,80㎡
	特殊浴室	1室 1槽
	一般浴室	1室 2槽
最寄りの交通機関	佐用駅から徒歩13分 佐用ICから車で10分	

4. 事業の目的と運営方針

事業の目的	事業者は、実施する指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の円滑な運営を図るとともに、事業所の従業者が、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーション等を提供することを目的とします。
運営方針	<p>事業者は、指定通所リハビリテーションの提供に当たって、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、在宅ケアを支援するものとします。</p> <p>また、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たって、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとします。</p> <p>事業の実施に当たって、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、安全に安心してサービスを利用できるよう努めるものとします。</p>

5. 事業所の営業日、営業時間及び定員

営業日	月～土曜日(ただし国民の祝日、お盆、年末年始を除く。事業所カレンダーにより一部営業する場合あり。)
営業時間	8時30分～17時15分
サービス提供時間	9時30分～15時45分(6時間15分)
定員	30名

6. 事業所の従員数及び勤務の体制

職	常勤	非常勤	職務内容
管理者 (院長)	1名		施設運営管理、職員全体の指導監督、その他附随する業務
医師	1名		利用者の医学的な管理指導、診察、リハビリテーションの指示及び継続判断、その他附随する業務
理学療法士	2名		利用者の(介護予防)通所リハビリテーション計画作成及び計画に基づく機能訓練、家族への生活指導及び訪問指導、送迎介助、その他附随する業務
作業療法士	2名		
言語聴覚士			
介護職員	4名	10名	日常生活介助、利用者の(介護予防)通所リハビリテーション計画に基づく介護、送迎介助、サービスに関する相談・援助、その他附随する業務
送迎員		6名	日常生活介助の補助、送迎介助、その他附随する業務

7. (介護予防) 通所リハビリテーションサービスの概要

(介護予防) 通所リハビリテーション計画の作成		利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画又は介護予防サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた(介護予防)通所リハビリテーション計画(以下「リハビリ計画」という。)を作成します。
診察・健康管理		医師や介護職員等により、利用者のバイタルチェックを行い心身状況等の健康管理に努めます。
リハビリテーション	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
	器具等を使用した訓練	利用者の能力に応じて、理学療法士若しくは作業療法士が専門的知識に基づき、器械・器具等を使用した訓練を行います。
利用者居宅への送迎		必要な方に対して、事業者が所有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	栄養士確認の献立表に基づき、普通食または一口大の刻み食を提供します。また、利用者の選択に基づき、飲み物や間食を提供します。介助が必要な利用者に対して、介助を行います。但し、心身の状況に応じて個々の身体状況に配慮した食事を提供する場合があります。
	入浴の提供及び介助	入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪などを行います。但し、心身の状況に応じて清拭への変更もしくは入浴中止する場合があります。
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、排泄の介助を行います。
	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、更衣の介助を行います。
	移動移乗介助	介助が必要な利用者に対して、移動や移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
その他	趣味活動等	利用者の選択に基づき、趣味活動等の場を提供します。
	相談・援助	サービスに関する相談を受け付け、必要な情報の提供やアドバイスなどを行います。

※利用中においては、利用者又は他の利用者等の生命もしくは身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、隔離、身体的拘束、薬剤投与、その他の方法により利用者の行動を制限しません。行動を制限する場合は、利用者もしくは家族等に対し事前に行動の制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明し、サービスの提供記録にその内容を記載します。

8. (介護予防) 通所リハビリテーションサービスの利用料

(1) 利用料について

別紙1-1「利用料金表」をご覧ください。

(2) 利用料の請求及び支払い方法について

別紙1-2「利用料のお支払い方法について」をご覧ください。

9. 利用申し込みからサービス提供までの手順

①利用申し込み・相談	担当ケアマネージャーへ相談して、申込書を提出して頂きます。
②きねん介護医療院Dr診察	当院のDrによる医学的な診断を受けて頂きます。
③重要事項説明・利用契約締結	重要事項を説明させて頂きます。問題がなければ、当院と通所リハビリテーションの利用契約を締結します。
④サービス担当者会議	医師・担当ケアマネージャー・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・介護職員・その他職種でサービス担当者会議を開催し、利用について協議します。
⑤事前訪問調査	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士にて訪問調査をさせて頂きます。
⑥通所リハビリ開始	ケアマネージャーの作成したケアプランに添って「リハビリ計画書」を作成し、説明させて頂きます。問題がなければ内容について同意頂き、計画書の交付を行います。
⑦通所リハビリの実施	「リハビリ計画書」に沿って計画的にリハビリを実施します。
⑧評価・実施計画の見直し	一定期間毎に実施したリハビリの内容を評価し、必要に応じて「リハビリ計画書」の見直しを行います。

10. 協力医療機関及び協力歯科医療機関

医療機関名称	医療法人社団一葉会 佐用共立病院
院長名	市川 博康
所在地	〒679-5382 兵庫県佐用郡佐用町佐用1111番地
電話番号	0790-82-2321
診療科	内科、心療内科、総合診療科、小児科、外科、整形外科、泌尿器科、眼科、皮膚科、婦人科、耳鼻科、歯科他
入院設備	ベッド数90床
救急指定の有無	有
契約の概要	当施設と佐用共立病院とは、利用者の病状に急変があった場合、診察、入院治療を受けることができるよう、協力医院としての委託契約を締結しております。

11. 業務継続計画の策定等

- (1) 事業者は感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. 衛生管理等

事業所は、感染症の予防及びまん延の防止のため次の措置を講じます。

(1) 感染症の予防及びまん延の防止に関する担当者及び責任者を選定します。

感染症対策に関する責任者	院長 森 光樹
感染症対策に関する担当者	介護主任 小林多恵子

(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。

(3) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。

(4) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。

(5) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行います。

13. 緊急時における対応

事故や病状急変・急病等緊急時における対応	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が（介護予防）通所リハビリテーションサービスの利用中に事故・病状急変及び急病等発生した場合は、速やかに、利用者の家族・保険者に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。 ・必要な場合には協力医療機関の受診や救急車による搬送を行う場合があります。利用者の家族の都合により付き添いができないまたは利用者の家族からの依頼を受け、可能な限り事業所の職員が付き添いできるように努めますが、人員配置や事業所の状況によってはできないことがあることをご了承ください。 ・利用者に対する（介護予防）通所リハビリテーションサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに講じます。ただし、利用者に重大な過失がある場合はこの限りではありません。この際、やむを得ず訴訟となる場合は、利用者の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。
非常時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・別途定める「きねん介護医療院消防計画」及び「医療法人社団一葉会業務継続計画」に則り対応します。
地域との協力関係	<ul style="list-style-type: none"> ・非常火災通報装置を起動することにより、消防署、職員への通知体制をとっています。 ・災害時応援協定により佐用共立病院と連携、協力しています。
平常時の訓練等	<ul style="list-style-type: none"> ・「きねん介護医療院消防計画」により年2回夜間および昼間を想定した避難訓練を実施します。 ・「医療法人社団一葉会業務継続計画」により年1回感染症及び災害を想定した訓練を実施します。
消防計画等	消防署への届出日：平成31年2月1日 防火管理者：保田 均

緊急連絡先の情報

氏名(続柄)	()	電話番号	
担当ケアマネ		かかりつけ医	

14. 虐待の防止

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者及び責任者を選定します。

虐待防止に関する責任者	院長 森 光樹
虐待防止に関する担当者	介護職員 松成 真理

(2) 虐待防止のための対策を検討するために、虐待防止検討委員会を設立します。

(3) 虐待防止のための指針や高齢者虐待防止マニュアルを整備します。

(4) 従業者に虐待を防止するための研修を実施します。

(5) 苦情処理体制を整備します。

15. 相談・苦情窓口

(1) 当事業所の相談・苦情の受付

サービス提供に関するご相談や苦情は以下の専用窓口で受け付けますので、至らぬ点がございましたら、ご指導いただきますようお願い申し上げます。

担当窓口	介護職員 宮脇 拓人
受付時間	月～土曜日 8時30分～17時15分 (ただし国民の祝日、8月14～15日、年末年始を除く)
窓口電話番号	0790-82-2838

(2) 当事業所の苦情解決体制

苦情解決責任者	院長 森 光樹
苦情解決担当者	主任作業療法士 嘉味田 剛 総務課 矢内 正敏
第三者委員	医療法人社団一葉会監事 谷本 学 医療法人社団一葉会監事 勝山 剛

(3) 行政機関その他苦情受付機関

万一当事業所で解決できない苦情がございましたら、下記機関にご相談いただくことができます。

佐用町高年介護課	所在地 兵庫県佐用郡佐用町佐用2611-1 電話番号 0790-82-2079
兵庫県龍野健康福祉事務所	所在地 兵庫県たつの市龍野町富永1311-3 電話番号 0791-63-5132
兵庫県国民健康保険団体連合会	所在地 兵庫県神戸市中央区三宮町1-9-1-1801 電話番号 078-332-5682

16. 秘密の保持

- (1) 従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。
- (2) 従業者が退職後、就業中に業務用知り得た利用者及びその家族の秘密を、正当な理由なく第三者に漏らすことがないようにいたします。
- (3) 居宅介護支援事業者等必要な機関にご利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により同意を得ます。

17. 個人情報の取扱いについて

事業所では、個人情報保護管理規程を定め、利用目的に則り取り組みます。

18. 記録の保管について

サービスの提供についての記録を整理し、5年間保管いたします。

ご利用者及びご家族で記録の閲覧を希望される場合はお申し出下さい。(印刷代が必要です。)

19. ご家族等への連絡について

希望される場合は、ご利用者へ行う連絡と同様の通知をご家族等へもいたします。
必要な場合はお申し出ください。

20. 留意事項

利用のキャンセル	ご利用のキャンセルは、ご利用者、ご家族及び介護支援専門員により前日17時15分までに申し出てください。お申し出のない場合は、キャンセル料の支払いを求める場合がございます。 ただし、ご利用者の急変等やむを得ない事情によるキャンセルにつきましてはこの限りではありません。
送迎時間	安全で円滑な送迎を行う為、お迎えの時間を書面もしくは電話でご連絡いたします。お知らせした時間よりも、交通事情等で到着時間が15分以上前後する場合は、判明次第電話連絡いたします。
営業の中止	地震・台風・大雪・警報発令時等、サービスを継続出来ない状況になった場合はやむを得ず営業を中止させて頂く場合がございます。その際は、電話連絡をさせて頂きますのでご了承ください。
事業所設備等の利用	事業所の設備等は、本来の用法で利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただく場合がございます。
喫煙・飲酒	事業所内での喫煙及び飲酒はご遠慮下さい。
宗教・政治活動	事業所内での宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
迷惑行為	事業所内での騒音等、他のご利用者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。
利用者間のやりとり	事業所内で利用者間の金銭、物及び個人情報等のやりとりはご遠慮下さい。これに反して発生したトラブルについては一切の責任を負いません。
サービス利用と病院受診の併用	(介護予防) 通所リハビリテーションのサービス提供時間内に、病院受診を行うことはできませんのでご了承ください。 ただし、ご利用者の急変等やむを得ない場合は、サービスの利用を中止し協力医療機関での診療を依頼することがあります。

21. サービス利用をやめる場合（契約の終了）について

契約の有効期間は、契約締結日から始まり、利用者の要介護認定の有効期間満了日までとしますが、契約満了日までに利用者から契約終了の申し出がない場合は、契約は自動的に更新されます。契約期間中は、以下の事由に該当しない限り、継続してサービスを利用できますが、以下の事由に該当するに至った場合は契約終了となり、サービスの利用は終了します。

- ・利用者の要介護認定区分が、自立（非該当）又は事業対象者と認定された場合
- ・利用者が介護保険施設に入所又は入院した場合
- ・利用者の所在が、2週間以上不明になった場合
- ・当事業者から契約解除を申し出た場合
- ・ご契約者から契約の解除の申し出があった場合

等

22. 重要事項の変更について

重要事項説明書に記載した内容に変更が生じた場合には、変更内容を記載した書類を1通交付し口頭で説明又は郵便での通知を行い、利用者、事業者が署名（記名押印）の上、正本を事業所が、複写を利用者が保有するものとします。

当事業者は、本書面に基づいて、（介護予防）通所リハビリテーションのサービス内容及び重要事項を説明しました。

重要事項説明年月日 20 年 月 日

事業者 住所 兵庫県佐用郡佐用町佐用1132番地25
事業所名 医療法人社団一葉会 きねん介護医療院
代表者名 院長 **森 光樹** 印

説明者 職名
氏名

私は、本書面に基づいて、（介護予防）通所リハビリテーションのサービス内容及び重要事項の説明を受け、同意しました。

重要事項同意年月日 20 年 月 日

利用者 住所
氏名

署名代筆者 住所
続柄（ ）
氏名

代筆理由 _____

代理人(選任した場合) 住所
氏名

【別紙1-1】

医療法人社団一葉会 きねん介護医療院

(介護予防)通所リハビリテーション 利用料金表 (2024/6/1現在)

①通所リハビリテーション費

区分	介護度	単位数	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
介護医療院 通常規模型 1～2時間	要介護1	369 単位/回	369 円	738 円	1,107 円
	要介護2	398 単位/回	398 円	796 円	1,194 円
	要介護3	429 単位/回	429 円	858 円	1,287 円
	要介護4	458 単位/回	458 円	916 円	1,374 円
	要介護5	491 単位/回	491 円	982 円	1,473 円
介護医療院 通常規模型 2～3時間	要介護1	383 単位/回	383 円	766 円	1,149 円
	要介護2	439 単位/回	439 円	878 円	1,317 円
	要介護3	498 単位/回	498 円	996 円	1,494 円
	要介護4	555 単位/回	555 円	1,110 円	1,665 円
	要介護5	612 単位/回	612 円	1,224 円	1,836 円
介護医療院 通常規模型 3～4時間	要介護1	486 単位/回	486 円	972 円	1,458 円
	要介護2	565 単位/回	565 円	1,130 円	1,695 円
	要介護3	643 単位/回	643 円	1,286 円	1,929 円
	要介護4	743 単位/回	743 円	1,486 円	2,229 円
	要介護5	842 単位/回	842 円	1,684 円	2,526 円
介護医療院 通常規模型 4～5時間	要介護1	553 単位/回	553 円	1,106 円	1,659 円
	要介護2	642 単位/回	642 円	1,284 円	1,926 円
	要介護3	730 単位/回	730 円	1,460 円	2,190 円
	要介護4	844 単位/回	844 円	1,688 円	2,532 円
	要介護5	957 単位/回	957 円	1,914 円	2,871 円
介護医療院 通常規模型 5～6時間	要介護1	622 単位/回	622 円	1,244 円	1,866 円
	要介護2	738 単位/回	738 円	1,476 円	2,214 円
	要介護3	852 単位/回	852 円	1,704 円	2,556 円
	要介護4	987 単位/回	987 円	1,974 円	2,961 円
	要介護5	1,120 単位/回	1,120 円	2,240 円	3,360 円
介護医療院 通常規模型 6～7時間	要介護1	715 単位/回	715 円	1,430 円	2,145 円
	要介護2	850 単位/回	850 円	1,700 円	2,550 円
	要介護3	981 単位/回	981 円	1,962 円	2,943 円
	要介護4	1,137 単位/回	1,137 円	2,274 円	3,411 円
	要介護5	1,290 単位/回	1,290 円	2,580 円	3,870 円
感染症又は災害の発生による利用者数の減少が生じた場合		所定単位数の 3/100			

- ※1 地域別加算により佐用町は地域区分が「その他」のため「1単位=10円」となります
- ※2 介護保険適用の利用者負担額に変更が生じる場合は、判明次第文書により説明し、同意を得させていただきます。介護保険適用外のその他の料金の負担額の変更については、変更予定日の1ヶ月前までに文書により説明し、同意を得させていただきます。
- ※3 感染症又は災害の発生による利用者数の減少が生じた場合、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも100分の5以上減少している場合に、利用者数が減少した月の翌々月から3月以内の期間、所定単位数の100分の3を加算します。ただし、特別の事情が認められる場合はさらに3月加算します。

②通所リハビリテーション費体制加算

項目	単位数	利用者負担額			
		1割負担	2割負担	3割負担	
リハビリテーション 提供体制加算	3～4時間	12 単位/回	12 円	24 円	36 円
	4～5時間	16 単位/回	16 円	32 円	48 円
	5～6時間	20 単位/回	20 円	40 円	60 円
	6～7時間	24 単位/回	24 円	48 円	72 円
入浴介助加算Ⅰ	40 単位/回	40 円	80 円	120 円	
短期集中個別リハビリテーション実施加算	110 単位/月	110 円	220 円	330 円	
科学的介護推進体制加算	40 単位/月	40 円	80 円	120 円	
退院時共同指導加算	600 単位/回	600 円	1,200 円	1,800 円	
送迎減算	片道	-47 単位/回	-47 円	-94 円	-141 円
	往復	-94 単位/回	-94 円	-188 円	-282 円
介護職員処遇改善加算Ⅱ	総単位数の83/1000				

③介護予防通所リハビリテーション費

区分	介護度	単位数	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
介護医療院	要支援1	2,268 単位/月	2,268 円	4,536 円	6,804 円
	要支援2	4,228 単位/月	4,228 円	8,456 円	12,684 円
利用開始月から 12月を超えた場合	要支援1	-120 単位/月	-120 円	-240 円	-360 円
	要支援2	-240 単位/月	-240 円	-480 円	-720 円

- ※4 利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えて利用する場合は、特定の条件を満たしていない場合に上表に記載の単位数を所定単位数から減算します。
- ※5 介護予防サービスの利用料金は1ヶ月毎の定額制であることから、計画に定めた回数に増減があった場合に日割計算は行いません。また、月途中の利用開始・利用終了の場合でも、月途中に要支援から要介護に変更となった時等の例外を除いて原則日割り計算を行いません。

④介護予防通所リハビリテーション費体制加算

項目	単位数	利用者負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
科学的介護推進体制加算	40 単位/月	40円	80円	120円
退院時共同指導加算	600 単位/回	600 円	1,200 円	1,800 円
介護職員処遇改善加算Ⅱ	総単位数の83/1000			

⑤その他の料金

項目	金額	項目	金額
食費	600円	喫茶代	100円
おむつ代	150円	パッド代	50円
マスク代	50円	趣味活動代・文書費等	実費

- ※6 交通費は基本料金に含まれております。
- ※7 利用者都合による利用当日9時以降の利用中止については、食費分のキャンセル料を徴収させていただきます。

【別紙1－2】

利用料のお支払い方法について

- ・ご請求

利用月の翌月10日頃までに請求書を発行し、翌月中旬頃より利用時にお渡しもしくは指定の請求先に郵送させていただきます。

- ・お支払い

下記のいずれかの方法によりお支払いください。

- ①窓口支払い

利用月の翌月末までに、弊所受付にて現金でお支払いください。

- ②銀行振込

利用月の翌月末までに、弊所指定の口座へお振込みください。

※恐れ入りますが、振込手数料はご利用者様にてご負担ください。

- ③口座振替(ゆうちょ銀行または兵庫西農業協同組合)

ご利用者様ご指定のゆうちょ銀行口座または兵庫西農業協同組合口座より、利用月の翌月27日に引き落としさせていただきます。

※1 27日が土日祝日の場合は翌営業日の引き落としとなります。

※2 再引落は翌月10日となります。

※3 申込書類を提出してから承認まで、約3週間程度お時間がかかります。

※4 通帳には佐用共立病院と印字されます。

※5 2ヶ月連続で再引落も不可能だった時点で引落中止となります。

※6 佐用共立病院(外来・入院・訪問診療・訪問リハビリ・通所リハビリ)、共立訪問看護ステーション、ヒルハウスひとは、リバーサイドなかやす、共立ヘルパーステーション等の法人内他サービスの利用料もご指定の口座より引き落としとなります。

正当な理由がないにもかかわらず、支払いが支払い期日から2ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から支払いの期日までにお支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただきます。

- ・その他

利用料についてご相談等ありましたら、お気軽にお問い合わせください。